

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター 評価業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター（以下「センター」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定める。（う）（け）

(基本方針)

第2条 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までは除くものとする。

2 評価の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 評価の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価の業務を行う日時調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 事務所の所在地は、兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号とする。（き）

(業務を行う区域)

第5条 センターの業務区域は、兵庫県全域とする。

(住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)

第6条 センターは、法第7条第2項第3号に掲げる住宅の種別について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第1号及び第2号に規定する区分に係る評価の業務を行うものとする。（い）（う）（け）

第2章 設計住宅性能評価の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。（い）

(1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書

(2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第5項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）

(3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、センターが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）（か）

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しをそれぞれ2部提出しなければならないものとする。（ただし、センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）（い）（か）

3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。

(設計住宅性能評価の受理及び契約)

第8条 センターは、設計住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

(1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。

(2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。

(3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

(4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。

4 センターは、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と別に定める評価業務約款に基づき設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。（い）

5 前項の評価業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。（い）（う）

(1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。

- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、センターの求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求することができることとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

（設計住宅性能評価）

- 第9条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価に用いる住宅性能評価マニュアルに従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。（う）
- 2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。（う）
 - 3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
 - 4 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反している

と認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。

- 5 前項の規定により設計住宅性能評価を一時中断した場合においては、センターは、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

(設計住宅性能評価の申請の取下げ)

第10条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届出書をセンターに提出する。

- 2 前項の場合においては、センターは、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出書類を申請者に返却する。

(設計評価提出図書の変更)

第11条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

(設計住宅性能評価書の交付)

第12条 センターは、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。(う)

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)に適合しないと認めるとき。
 - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他センターに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表第1に定める方法に従う。(う)
 - 3 センターは、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。
 - 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。(う)

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

- 第13条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下単に「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号（センターにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、(2)を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。（い）
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
 - (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
 - (3) 施工状況報告書の様式
 - (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しをそれぞれ2部提出しなければならないものとする。（ただし、センターにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）（い）（か）
- 3 申請者は、第1項及び前項に掲げる図書が整っていない場合であっても、センターに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。（い）（う）（け）
- 4 第1項及び第2項の規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。（い）（け）

(室内空気中の化学物質濃度等の評価追加申請)

- 第13条の2 第14条第4項の建設住宅性能評価申請受理後で、建設住宅性能評価書交付までの間に、申請者が室内空気中の化学物質の濃度等の評価を希望する場合は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。（い）
- (1) 別に定める建設住宅性能評価追加(空気質評価)申請書
 - (2) 空気環境に係る施工状況報告書

(建設住宅性能評価の受理及び契約)

- 第14条 センターは、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。
- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 形式上の不備がないこと。
 - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 センターは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 センターは、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と別に定める評

価業務約款に基づき建設住宅性能評価に係る契約を締結する。(い)

5 前項の評価業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

(い) (う) (し)

- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、センターの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、センターの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証をセンターに提出しないときは、業務期日を延期することができること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
 - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を

行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(室内空気中の化学物質濃度等の評価追加の受理及び契約)

- 第14条の2 センターは建設住宅性能評価追加(空気質評価)の申請があつたときは、第14条第1項の事項を審査し、当該建設住宅性能評価追加(空気質評価)申請図書を受理する。(い) (う)
- 2 建設住宅性能評価追加(空気質評価)申請図書の補正及びその返還についてはそれぞれ前条第2項、第3項を準用する。(い)
- 3 センターは、建設住宅性能評価追加(空気質評価)申請図書を受理した場合においては、申請者と別に定める空気質評価業務約款に基づき契約を締結するものとする。(い)
- 4 前項の空気質評価業務約款に少なくとも明記すべき事項については、前条第5項の(2)から(6)までを準用する。(い)

(建設住宅性能評価)

- 第15条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価に用いる住宅性能評価マニュアル等に従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。(う)
- 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。(い)
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。(い)
- 5 前項の規定により建設住宅性能評価を一時中断した場合においては、センターは、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。(い) (け)

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

- 第16条 申請者は、センターに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を別記様式1により通知しなければならないものとする。(う)
- 2 センターは、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、当該検査時期における検査を行う。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書をセンターに提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 5 センターは、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。(う)

(建設住宅性能評価の申請の取下げ)

- 第17条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届出書をセンターに提出するものとする。
- 2 前項の場合においては、センターは、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出書類を申請者に返却する。

(建設工事の変更)

- 第18条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。(い)
- 2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

- 第19条 センターは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。(い) (う) (け) (し)
- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。
- (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他センターに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
- (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 第12条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
- 3 センターは、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

- 第20条 理事長は、評価の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。(い) (う)
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任する。
- 3 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。(う) (け)

(評価員の解任)

- 第21条 理事長は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任する

ものとする。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認めるとき。

(評価員の配置)

第22条 評価の業務を実施するため、評価員をセンターに2名以上配置する。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価を行わなければならない。
- 3 センターは、住宅性能評価の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

第22条の2 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年に1回以上、当機関の行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。(う)(く)

- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。(う)

(評価の業務の実施及び管理の体制)

第23条 評価の業務に従事する職員を、第22条第1項の規定により配置された評価員を含め、4人以上配置する。(う)

- 2 センターは、理事の中から法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者を任命する。
(お)(こ)(さ)
- 3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。(う)

(評価員等の身分証の携帯)

第24条 評価の業務に従事する職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証は、別記様式2による。(う)

(秘密保持義務)

第25条 センターの役員及びその職員(評価員を含む。)並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金の収納)

第26条 申請者は、別表第2-1から第4に定める評価料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。(う)(け)

- 2 前項の納入に要する費用は、申請者の負担とする。

(評価料金を減額するための要件)

第27条 住宅性能評価において、次に掲げる場合は、別表第2-1から第4に定める評価料金の額から、別表第5-1から第5-5に掲げる率により評価料金を減額することができるものとする。(あ)(う)(け)

(1)住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式認定書の写し(センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。

(別表第5-1)(か)(け)

(2)住宅である認証型式住宅部分又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者認証書の写し(センターが当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。(別表第5-2)(か)(け)

(3)建設住宅性能評価の申請とともに、センターに建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。(別表第5-3)(け)

(4)センターに、一年度内に一定の戸数以上の住宅性能評価申請を行ったとき。(別表第5-4)(け)

(5)その他評価業務内容を勘案し、効率的な住宅性能評価ができる等、センター理事長が認めるとき。(別表第5-5)(け)

(評価料金の返還)

第28条 収納した評価料金は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合、第17条第1項の規定による建設住宅性能評価の取り下げがあった場合は、この限りでない。(う)

(負担金の納付)

第29条 センターは、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第6章 雑 則

(登録の区分等の掲示)

第30条 センターは、法第17条の規定により、登録の区分その他施行規則第17条第1項各号に掲げる事項を、その事務所において公衆に見やすいように掲示する。(う)

(評価業務規定等の公開)

第31条 センターは、本規程を評価の業務を行う事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設したセンターのホームページにおいて公表するものとする。

【 <http://www.hyogo-jkc.or.jp> 】 (う)

(財務諸表の備付け)

第32条 センターは、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。(う)

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第33条 利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をする場合には、別表第9に定める金額を支払わなければならないものとする。(う)

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを、法第18条第2項第4号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)に交付する方法
 - (b) (a)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第34条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。(い) (う)

- (1) 法第19条第1項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類(次号に掲げる書類と同一のものを除く。) 5年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第35条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。(う)

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第36条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。(う)

(評価の業務に関する公正の確保)

第37条 理事長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。（う）

2 理事長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。（う）

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 理事長、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）は、当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。（う）

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)又は(4)に掲げる業務を行った場合

4 評価員又はセンターの役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。（う）

(損害賠償保険への加入)

第38条 センターは、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（支払保険金額は1事故当たり5,000万円を限度としたもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。（う）

(事前相談等)

第39条 申請者は、住宅性能評価の申請に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合においては、センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。（う）

別表第 1（第12条第2項、第19条第2項関係）

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

000—00—0000—0—0—00000

1～3桁目	042
4～5桁目	センターの事務所毎に付する番号（「00」）
6～9桁目	西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価追加（空気質評価）
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びに応じ、00001から順に付するものとする。）

(け)

別表第 2 - 1 (第26条関係：設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価(新築住宅) 料金)

設計住宅性能評価料金の額は、評価申請一件につき定めるものとし、下表(イ)欄の床面積の合計に応じた(ロ)欄に掲げる額とする。また、建設住宅性能評価料金の額は、評価申請一件につき定めるものとし、下表(イ)欄の床面積の合計に応じた(ハ)欄に掲げる額とする。

	(イ) 床面積の合計	料 金 (単位：円)	
		(ロ) 設計住宅性能評価	(ハ) 建設住宅性能評価(新築住宅)
戸建住宅	100㎡以下	36,720	75,600
	100㎡超え 200㎡以下	41,040	97,200
	200㎡超え 300㎡以下	46,440	129,600
共同住宅等	200㎡以下	M×6,480+ 27,000	M×8,640+ 86,400
	200㎡超え 300㎡以下	M×6,480+ 43,200	M×8,640+129,600

(け) (こ)

※ M：共同住宅等の総戸数(評価対象戸数)

※ 共同住宅における評価項目「音環境」についてはオプションとし、含む場合の料金は10%増とする。(千円未満は切り捨て。建設評価料金は増額しない。)

※ 建設評価における評価項目「化学物質の濃度等」についてはオプションとし、含む場合は別表3により割増する。

※ 上記料金(建設評価)には住宅紛争処理支援センターへ支払う負担金(4,000円/戸)が含まれている。

※ 上記料金は消費税込み金額とする。

(け)

別表第 2 - 2 (第26条関係：別表第 2 - 1 の床面積の合計の算定)

別表第 2 - 1 の(イ)欄の床面積の合計は、下表各項の左欄に掲げる区分に応じ、同表各項の右欄について算定する。

(1)	住宅を建築する場合(次の(2)から(4)までに掲げる場合を除く)	当該建築に係る部分の床面積
(2)	住宅の計画を変更して住宅を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンター以外の者から受けている場合	当該建築に係る部分の床面積
(3)	住宅の計画を変更して住宅を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンターから受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
(4)	センターが設計住宅性能評価審査中であつた住宅	当該計画の変更に係る部分の床面積の

の計画を大規模に変更して住宅を建築する場合	2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
-----------------------	------------------------------------

別表第3 (第26条関係：建設住宅性能評価追加の料金)

建設住宅性能評価(新築住宅)申請から評価書交付までの間に「室内空気中の化学物質の濃度測定等」の評価を追加する場合の建設住宅性能評価追加料金の額は、同時又は連続して行う濃度測定の数につき定めるものとし、下表に掲げる額とする。

(単位：円/室)

測定方法	測定室数		戸建住宅	共同住宅等 (2室以上)
	測定物質			
標準方法	ホルムアルデヒドのみ		59,400	42,120
	ホルムアルデヒド + VOC	VOC 1種類	70,200	52,920
		VOC 2種類	75,600	57,240
		VOC 3種類		
		VOC 4種類		

(け) (こ)

※ VOCは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びブスチレンを示す。

※ 測定室数は、同時又は連続して測定できる室数とする。

※ 上記料金は消費税込み金額とする。

別表第4 (第26条関係：変更建設住宅性能評価(新築住宅)料金)

第一 変更建設住宅性能評価(新築住宅)料金の額は、変更建設住宅性能評価(新築住宅)申請一件につき定めるものとし、下表各項の左欄に掲げる区分に応じ、同表各項の右欄に掲げる額とする。

(1)	申請に係る住宅の建設住宅性能評価(新築住宅)をセンターが交付している場合	別表第2-1(イ)の床面積に応じた(ハ)欄に掲げる額の4分の1
(2)	申請に係る住宅の建設住宅性能評価(新築住宅)をセンター以外の者が交付している場合	別表第2-1(イ)の床面積に応じた(ハ)欄に掲げる額の2分の1

※ 千円未満は切捨てとする。

第二 変更内容が室内空気中の化学物質の濃度測定を含む場合の変更建設住宅性能評価料金

の額は、別表第3に掲げる額を全額割増しとする。

別表第5-1（第27条(1)関係：住宅型式性能認定を含む場合）（け）

住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき、別表第2-1(ロ)欄の料金から減額する額は、下表各項の(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表各項の(ロ)欄に掲げる認定事項の数に応じた同表各項の(ハ)欄に掲げる率に当該評価料金を乗じた額とする。

ただし、その申請において住宅型式認定書の写しが添えられている場合に限る。

(イ)	(ロ) 認定事項の数	(ハ) 設計住宅性能評価の料金から減ずる率
戸建住宅	1	0.05
	2	0.10
	3	0.15
	4以上	0.20
共同住宅等	1	0.05
	2	0.10
	3	0.15
	4以上	0.20

※ 千円未満は切捨てとする。

別表第5-2（第27条(2)関係：認証型式住宅部分等製造者に係る住宅の場合）（け）

住宅である認証型式住宅部分又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき、別表第2-1(ハ)欄の料金から減額する額は、下表各項の(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表各項の(ロ)欄に掲げる率に当該評価料金を乗じた額とする。

ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写しが添えられている場合に限る。

(イ)	(ロ) 建設住宅性能評価（新築住宅）の料金から減ずる率
戸建住宅	0.1
共同住宅等	0.1

※ 千円未満は切捨てとする。

別表第5-3（第27条(3)関係：建築基準法に基づく検査を併せて行う場合）（け）

建設住宅性能評価の申請とともに、センターに建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき、別表第2-1(ハ)欄の料金の額から減額する額は、下表(イ)欄の床面積に応じて(ロ)欄の額とする。

(単位：円)

	床面積の合計 (イ)	減額する額 (ロ)
戸	100㎡以下	7,560

建 住 宅	100㎡を超え200㎡以下	9,720
	200㎡を超え300㎡以下	12,960

※ 上記料金は消費税込み金額とする。(け) (こ)

別表第5-4 (第27条(4)関係：一定の戸数以上の申請を行った場合)

センターに一年度内に一定の戸数以上の住宅性能評価申請の契約を行った場合に、別表第2-1(ロ)欄に定める設計住宅性能評価料金、(ハ)欄に定める建設住宅性能評価(新築住宅)料金から減額する額は、下表各項の(イ)欄に掲げる区分に応じ、設計住宅性能評価料金については、同表各項の(ロ)欄に掲げる設計住宅性能評価申請戸数に応じた同表各項の(ハ)欄に定められた率に当該評価料金を乗じた額とし、建設住宅性能評価(新築住宅)料金については、同表各項の(ロ)欄に掲げる建設住宅性能評価(新築住宅)申請戸数に応じた同表各項の(ニ)欄に定められた率に当該評価料金を乗じた額とする。(け)

(イ)	(ロ) 申請契約戸数 (M)	(ハ) 設計住宅性能評価料金 から減ずる率(S%)	(ニ) 建設住宅性能評価(新築住 宅)料金から減ずる率(S%)
戸建住宅	40を超え80未満	$S = (M - 40) / 2$ (小数点以下は切捨)	$S = (M - 40) / 2$ (小数点以下は切捨)
	80以上	$S = 20$	$S = 20$
共同住宅等	100を超え200未満	$S = (M - 100) / 5$ (小数点以下は切捨)	$S = (M - 100) / 5$ (小数点以下は切捨)
	200以上	$S = 20$	$S = 20$

※千円未満は切捨てとする。

(け)

別表第5-5 (第27条(5)関係：効率的な評価ができる場合) (け)

センターへ申請された住宅が効率的な評価ができるとセンター理事長が認め、別表第2-1(ロ)欄に定める設計住宅性能評価料金、(ハ)欄に定める建設住宅性能評価(新築住宅)料金から減額する額は、下表各項の(イ)欄に掲げる区分に応じ、設計住宅性能評価料金については、同表各項の(ロ)欄に掲げる内容に応じた、同表各項の(ハ)欄に定められた率に当該評価料金を乗じた額とし、建設住宅性能評価(新築住宅)料金については、同表各項の(ロ)欄に掲げる内容に応じた、同表各項の(ニ)欄に定められた率に当該料金を乗じた額とする。

(イ)	(ロ)	(ハ) 設計住宅性能評価料 金から減ずる率	(ニ) 建設住宅性能評価(新 築住宅)料金から減ず る率
戸建住宅	一団地で10戸以上の同時申請	0.1	0.1
共同住宅等	一棟の1プラン当たりの平均戸数 が10戸以上	0.1	0.1

※ 千円未満は切捨てとする。

別表第6（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第4項及び第7条第4項関係：
住宅性能評価書の再交付料金）（け）

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第4項に基づく設計住宅性能評価書及び第7条第4項に基づく建設住宅性能評価書（新築住宅）現況検査・評価書の再交付料金の額は、住宅性能評価書再交付申請一件につき下表各項の（イ）欄に掲げる区分に応じ、同表各項の（ロ）欄に掲げる区分に応じて（ハ）欄の額とする。

（単位：円）

（イ）	（ロ）	（ハ）
戸建住宅	設計住宅性能評価書	5,400
	建設住宅性能評価書（新築住宅）	5,400
	現況検査・評価書	5,400
共同住宅等	設計住宅性能評価書	5,400
	建設住宅性能評価書（新築住宅）	5,400
	現況検査・評価書	5,400

※ 上記料金は消費税込み金額とする。（こ）

別表第7（第28条関係：評価料金の返還）（け）

第一 建設住宅性能評価（新築住宅）の申請の取り下げ又は解除を行った場合の返還の額は、下表の（イ）欄の申請の取り下げ又は解除を行った時期に応じた（ロ）欄の率に当該評価料金を乗じた額とする。ただし、当該評価料金が支払われていない場合には、下表により算出した額を当該評価料金から減じて請求するものとする。

（イ） 申請の取り下げ又は解除を行った時期	（ロ） 当該評価料金に乗ずる率
建設住宅性能評価（新築住宅）の申請書をセンターが受理した日から第1回の現場審査の前日まで	0.8
第1回の現場審査を実施した日から第2回の現場審査の前日まで	0.6
第2回の現場審査を実施した日から第3回の現場審査の前日まで	0.4
第3回の現場審査を実施した日から第4回の現場審査の前日まで	0.2
第4回の現場審査を実施した日以降	0.0（返還しない）

※ 千円未満は切捨てとする。

第二 センターに一年度内に一定の戸数以上の住宅性能評価申請を行った場合の返還することができる額は、当該年度の既納額と別表第6-4に定める額との差額とする。

(け)

別表第8 (第33条関係：財務諸表等の謄本、抄本又は複製物交付にかかる請求費用) (け)

文書等の種別	交付する謄本、抄本又は複製物	金額
1 文書	複写機により複写したもの(白黒で、日本工業規格A列3番の大きさのまでのものに限る)	1枚につき10円(多色刷りにあつては、40円)
2 電磁的記録	① 印刷物として出力したもの	1枚につき10円
	② フロッピーディスクに複製したもの	1枚につき30円
	③ 光ディスクに複製したもの	1枚につき60円
	④ 光磁気ディスクに複製したもの	1枚につき290円
3 上記以外の文書等	文書等の性質に応じ作成した謄本、抄本又は複製物	当該謄本、抄本又は複製物の作成に要する費用に相当する額

別記様式1（第16条第1項関係）

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター評価業務規程第16条第1項の規定による
検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知

平成 年 月 日

登録住宅性能評価機関

公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター

理事長 殿

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

印

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター評価業務規程第16条第1項の規定に基づき、検査対象
工程に係る工事が完了する日（完了した日）を通知します。

記

1. 設計住宅性能評価書交付番号 第 号
2. 設計住宅性能評価書交付年月日 平成 年 月 日
3. 検査対象工程に係る工事
4. 検査対象工程に係る工事の完了（予定）年月日 平成 年 月 日
5. 建築場所

（注 意）

数字は算用数字を用いてください。

（備 考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
- 2 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その代表者）の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3 一の申請者が、共同住宅等の複数の住戸に係る通知を行う場合、この通知書一部をもって通知を行うことができます。 (け)

身分証の様式

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター評価業務規程第24条第2項の規定による身分証の仕様及び書式は以下のものとする。

1 評価員用

書式 (表面)

評 価 員 証		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">写 真 (25×30)</div>
氏 名		
生年月日		
交 付 日		
番 号 特 記		
上記の者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第13条の規定に基づき 当センターが選任した評価員であることを証明する。		
公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター理事長 印		

書式 (裏面)

注 意	
1	評価業務に当たっては、本証を常に携帯すること。
2	この証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
3	この証を紛失したときは、ただちに発行者に届けなければならない。
4	評価員の資格を失ったときは、この証をただちに発行者に返還しなければならない。

大きさ：約 85 × 54 (mm)

(け)

2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者用
書式（表面）

身 分 証 明 証		写 真 (25×30)
氏 名		
生年月日		
交 付 日		
番 号		
特 記		
<p>上記の者は、当センターの職員であり、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価の業務に従事する職員であることを証明する。</p>		
<p>公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター理事長 印</p>		

書式（裏面）

注 意	
<p>1 評価業務に当たっては、本証を常に携帯すること。</p>	
<p>2 この証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。</p>	
<p>3 この証を紛失したときは、ただちに発行者に届けなければならない。</p>	
<p>4 評価員の資格を失ったときは、この証をただちに発行者に返還しなければならない。</p>	

大きさ：約 85 × 54 (mm)

(け)

附 則

この規程は、平成12年10月3日から施行する。

附 則（あ）

この規程は、平成13年8月10日から施行する。

附 則（い）

この規程は、平成16年1月7日から施行する。

附 則（う）

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（え）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（お）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（か）

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（き）

この規程は、平成22年11月29日から施行する。

附 則（く）

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（け）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（こ）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（さ）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（し）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター

評価業務約款

(責 務)

- 第1条 申請者（以下「甲」という。）及び公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター（以下「乙」という。）は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）、同法施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）、日本住宅性能表示基準（平成12年建設省告示第1652号）及び評価方法基準（平成12年建設省告示第1654号）並びにこれに基づく命令等を遵守し、この約款（申請書を含む。以下同じ。）及び「公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター評価業務規程」（以下「評価業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下、「この契約」という。）を履行する。（あ）
- 2 甲は、設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合には、その旨及び当該性能表示事項を申請書に明らかにしなければならない。
- 3 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、第1項の業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。
- 5 甲は、別に定める「評価業務規程」別表第2-1、第3に定める評価料金を第3条に規定する日までに、銀行振込により支払わなければならない。（あ）
ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。
- 6 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、受付票に記載された業務の対象（以下「対象住宅」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 7 甲は、乙が業務を行う際に、対象住宅の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は評価を行うことができるように協力しなければならない。
- 8 甲は、濃度測定が行われる前に、空気質評価のための測定環境設定（評価対象住戸の窓や扉の開閉、全般換気設備の稼働等をいう。）に協力しなければならない。
- 9 乙は、前3項に規定する協力が得られないこと等により、業務上必要な検査が行えない場合又は評価業務遂行に必要な対象住宅に関する情報の提供が行われない場合にあっては、評価業務を中断し又は中止する。
- 10 乙は、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の交付がなければ規程第19条第1項の建設住宅性能評価書（新築住宅）の交付を行わない。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅に係る申請の場合を除く。（い）

(業務期日)

第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 設計住宅性能評価業務 前条第5項に規定する評価料金を受領した日から21日を経過する日。
- (2) 建設住宅性能評価（新築住宅）業務 完成検査を実施した日又は建築基準法第7条第

5 項若しくは同法第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の交付のあった日のいずれか遅い日から 7 日を経過する日。ただし、濃度測定を実施した場合はその日から 21 日を経過した日とする。

- 2 乙は、甲が前条第 6 項、第 7 項及び第 5 条第 1 項に定める責務を怠った時、第三者の妨害、天災その他の乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日を延長することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要事項については、甲乙協議して定める。

(支払期日)

第 3 条 甲は、第 1 条第 5 項に規定する評価料金を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日までに支払わなければならない。

- (1) 設計住宅性能評価の評価料金 同業務受付票の交付日から 7 日以内
- (2) 建設住宅性能評価（新築住宅）の評価料金 同業務受付票の交付日から 7 日以内

(あ)

(評価料金支払の費用負担)

第 4 条 第 1 条第 5 項及び前条の規定に基づく評価料金の支払いに要する費用は、甲の負担とする。

(設計住宅性能評価審査中の計画変更)

第 5 条 甲は、設計住宅性能評価書の交付前までに甲の都合により対象住宅の計画を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の設計住宅評価申請関係図書を提出しなければならない。

- 2 前項の計画変更が、変更に係る部分の床面積の合計が当初計画の全体の床面積の二分の一を超えた場合など、大規模なものにあつては、甲は、当初の計画に係る設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として改めて乙に設計住宅性能評価を申請しなければならない。
- 3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第 9 条第 2 項の契約解除があつたものとする。

(建設工事の変更)

第 6 条 甲は、建設住宅性能評価書（新築住宅）の交付前までに甲の都合により対象住宅の評価に係る計画を変更する場合は、その旨及び変更の内容について速やかに乙に通知しなければならない。

- 2 前項の変更の内容が大規模なもの、または再度設計評価が必要なものにあつては、甲は、当初の計画に係る建設住宅性能評価（新築住宅）の申請を取り下げ、速やかに乙に変更設計住宅性能評価を申請しなければならない。

(室内空気中の化学物質濃度等の評価の追加)

第 7 条 甲は、建設住宅性能評価書（新築住宅）の交付前までに室内空気中の化学物質濃度等の測定を希望する場合は、対象住宅の内装工事完了までに建設住宅性能評価追加（空気質評価）申請を乙にしなければならない。

(甲の解除権)

第 8 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。(あ)

- (1) 乙が、正当な理由なく、第 2 条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日まで

に完了せず、またその見込みのない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合

- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げの旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、評価料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除（申請の取り下げ）のうち設計住宅性能評価の場合、乙は、評価料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該評価料金が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、建設住宅性能評価の場合、乙は、別に定める「評価業務規程」に基づき評価料金の一部を返還することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の解除権）

第9条 乙は、甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。（あ）

- 2 前項の契約解除の事由が設計住宅性能評価業務に係るものである場合、乙は、評価料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該評価料金が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、建設住宅性能評価業務に係るものである場合、乙は、別に定める「評価業務規程」に基づき評価料金の一部を返還することができる。さらに、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の免責）

第10条 乙は、次の各号に該当する場合、一切の責任を負わない。（あ）

- (1) 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価がなされた場合
 - (2) 乙による故意又は重大な過失がない場合
- 2 乙は、次の事項についても一切責任を負わないものとする。
- (1) 甲の申請に係る対象住宅が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することについての保証。
 - (2) 甲の申請に係る対象住宅に瑕疵がないことについての保証。

（別途協議）

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。（あ）

附則（あ）

この約款は、平成25年4月1日より施行する。

附則（い）

この約款は、平成27年6月1日より施行する。